

恵庭市総合計画審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月4日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第61号

恵庭市総合計画審議会条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市総合計画審議会条例施行規則(平成6年規則第15号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、恵庭市総合計画審議会条例(昭和46年条例第11号)第7条の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第2条 <u>審議会に専門部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>専門部会の委員は、会長が指名する。</u></p> <p>3 <u>専門部会に部会長及び副部会長を置くものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5~9 (略)</p> <p>10 <u>専門部会の主な所掌事項は、<u>          </u>別に定める。</u></p> <p>第3条~第6条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、恵庭市総合計画審議会条例(昭和46年条例第11号)第8条の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専門部会の運営)</p> <p>第2条 <u>専門部会に部会長及び副部会長を置くものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>4~8 (略)</p> <p>9 <u>専門部会の主な所掌事項は、<u>市長</u>が別に定める。</u></p> <p>第3条~第6条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。